

木更津市金田地域交流センター
指定管理者募集要項

令和3年7月

木更津市市民部市民活動支援課

<目 次>

1	指定管理者募集の趣旨	P. 2
2	管理対象施設の概要について	P. 2
3	指定期間について	P. 3
4	指定管理料について	P. 3
5	職員の駐車場について	P. 4
6	指定管理者が行う業務について	P. 4
7	応募資格について	P. 4
8	募集要項及び仕様書の配布について	P. 5
9	応募手続について	P. 5
10	指定候補者の選定等について	P. 7
11	市内事業者等の参加機会拡大のための加点について	P. 8
12	公租公課の取扱いについて	P. 8
13	市内雇用について	P. 8
14	その他	P. 8

<問合せ先>

木更津市市民部市民活動支援課市民活動係

〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号（木更津市役所朝日庁舎）

T e l 0 4 3 8 - 2 3 - 8 6 1 0

F a x 0 4 3 8 - 2 5 - 3 5 6 6

M a i l seikatsu@city.kisarazu.lg.jp

木更津市金田地域交流センター指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の趣旨

木更津市（以下「市」という。）では、木更津市金田地域交流センターの管理に指定管理者制度の導入を予定しております。

平成15年6月の地方自治法一部改正により創設された指定管理者制度は、公の施設の管理運営に民間事業者の有するノウハウを活用することにより、市民サービスの向上や管理経費の縮減につなげようとするものです。

このたび、市では令和4年4月1日からの指定管理者を広く公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

〔参考：地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2抜粋〕

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第1項及び第2項（略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

〔参考：木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成30年3月14日条例第2号）第6条の抜粋〕

（指定管理者による管理）

第6条 市長は、交流センターの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせるものとする。

2 管理対象施設の概要について

(1) 名称

木更津市金田地域交流センター（以下「本施設」という。）

(2) 所在地

木更津市金田東六丁目11番地1

(3) 敷地面積

5,826.41 m²

(4) 延べ面積

2,527.31 m² (1階 798.15 m² 2階 1,056.42 m² 3階 648.74 m² PH階 24.00 m²)

(5) 建物概要（管理運営対象部分）

ア 構造

鉄筋コンクリート造 3階建て

イ 施設内容

① 1階地域交流センター

事務室、休憩室、ギャラリー、図書コーナー、カフェコーナー、倉庫（2箇所）
受変電室、トイレ（男・女）、多目的トイレ

② 1階行政センター

事務室、湯沸室、物入、倉庫、防災倉庫、印刷室、会議室、更衣室、トイレ

③ 2階地域交流センター

調理室、会議室1・2、ワークショップ室、多目的ホール、控室、倉庫
キッズコーナー、授乳室、湯沸室、トイレ（男・女）、多目的トイレ

④ 3階地域交流センター

和室、会議室3・4、研修室、ラウンジ、サーバー室、湯沸室、物入
トイレ（男・女）、多目的トイレ

ウ 附帯施設

① 駐車場 55台（内、車イス用3台、管理者用5台）

② 駐輪場 2箇所（30台）

エ 竣工

平成31年1月31日

オ その他

平面図、立面図等は別添のとおり

3 指定期間について

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理料について

指定管理業務に係る経費は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に、四半期に分けて支払われます。

指定期間総額88,185千円（消費税及び地方消費税相当額込み）以内

指定管理料は上記総額を上限とし、額の変更等は市と指定管理者との協議により定めるものとします。

なお、上記金額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正に伴い、消費税率及び地方消費税率を10%として算定しているため、今後、消費税等額に変動が生じた場合は、市は、指定管理料にそれらの変動に応じた相当額を加減して支払うものとします。

5 職員の駐車場について

管理対象施設に勤務する職員の駐車場については、応募者が用意するものとします。駐車場が用意できない場合のみ、利用者に支障のない範囲で、使用台数を本市に申告し、管理対象施設の一部に駐車することを認めます。ただし、使用料金（通勤用の自家用4輪自動車1台につき500円/月）は応募者が負担することとします。

6 指定管理者が行う業務について

- (1) 木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成30年3月14日条例第2号。以下「設置管理条例」という。）等に定めるところにより、本施設及び附属設備の利用に供すること。
- (2) 本施設の管理運営をすること。
- (3) 本施設及び附属設備の維持管理をすること。
- (4) 本施設の利用料金に関すること。

7 応募資格について

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること（法人格の有無は問わない）。
個人で応募することはできません。
- (2) 複数の団体が連合体を構成して応募する場合は、あらかじめ連合体結成の協定書により定められた代表者が申請手続を行うこと（他の団体は構成員とする）。
なお、複数の連合体において、同時に構成員になることはできません。
また、単独で応募した団体は、他の応募連合体の構成員になることはできません。
- (3) 応募者の制限
次のいずれかに該当する団体は応募することができません。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの。
イ 応募書類提出時点において、市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けているもの。
ウ 木更津市税（ただし、木更津市内に事業所がある場合に限る）、所得税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの。
エ 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過していないもの。
オ 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していないもの。
カ 次に示す暴力団排除措置事由に該当するもの。

- ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
- ②役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。）もしくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は、暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
- ③役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- ⑤役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

キ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に適正に加入していないもの。

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けているもの（受けている場合は、必要な措置の実施について当該労働基準監督署に報告済みであること）

8 募集要項及び仕様書の配布について

(1) 配布場所

問合せ先に同じ

(2) 配布期間等

令和3年7月1日（木）から7月9日（金）まで（土日は除く。）

午前8時30分から午後5時まで

(3) 郵送等による配布

ア 郵送を希望する場合は、250円分の切手を貼った返信用封筒（角2サイズ以上）を同封の上、木更津市市民部市民活動支援課あて請求ください。

なお、市のホームページからもダウンロードできます。

イ ファックス、電子メール等による配布は行いません。

9 応募手続について

(1) 応募書類の提出

ア 別紙1「【木更津市金田地域交流センター】応募書類一覧」のとおり。

イ 受付期間経過後において、応募書類の内容を変更することはできません。

- (2) 受付場所
問合せ先に同じ
- (3) 応募方法
応募は、持参又は郵送に限ります。
- (4) 応募期間等
令和3年7月20日（火）から8月5日（木）午後5時まで（持参の場合は、土日を除く。）
※郵送の場合は、令和3年8月5日（木）午後5時必着とします。
- (5) 現地見学会の開催
現地見学会を以下のとおり開催いたしますので、希望する団体は「現地見学会参加申込書」（別紙2）に必要事項を記入のうえ、持参又はファックス、電子メールで申込を行ってください。
ア 開催日時：令和3年7月12日（月）午前10時から（受付：午前9時30分から）
イ 開催場所：木更津市金田地域交流センター（木更津市金田東六丁目11番地1）
ウ 開催内容：木更津市金田地域交流センターの現地見学
エ 参加人数：各団体2名以内とします。
オ 申込先：問合せ先に同じ
カ 申込期限：令和3年7月8日（木）午後5時まで
※見学会当日の質問は受付しておりません。質問がある場合は以下(6)により質問をしてください。
- (6) 募集内容に関する質問
ア 質問の方法
質問事項のある団体は、「質問票」（別紙3）により郵送、ファックス又は電子メールで行ってください。
イ 質問の受付期間等
令和3年7月12日（月）から7月15日（木）の午前8時30分から午後5時（必着）まで
ウ 質問の受付場所
問合せ先に同じ
エ 質問への回答予定期日
質問に対する回答は、窓口又は郵送での募集要項取得者全員に、令和3年7月16日（金）までに行う予定です。
なお、回答書は市ホームページでも公表します。
- (7) 追加書類の提出
市が必要と認める場合は、(1)アで定める応募書類以外の書類の提出を求める場合があります。

(8) ヒアリングの実施

市が必要と認める場合は、応募書類の提出後に応募者に対してヒアリングを実施する場合があります。

(9) 応募者が運営する類似施設等の実地調査

市が必要と認める場合は、応募者が運営する類似施設等の実地調査を行う場合があります。

(10) 著作権の帰属

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は指定管理者の選定の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

(11) 費用の負担等

ア 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

イ 応募書類は、返却しません。

10 指定候補者の選定等について

(1) 選定方法

ア 指定管理者の候補者となる団体（以下「指定候補者」という。）は、市が設置する指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査の結果、順位第1位となった者とします。

また、他の応募者がいない場合においても、選定委員会での審査を経て選定します。

なお、審査の結果、基準に達する者がいないと認め、該当者なしとする場合があります。

イ 審査は、「木更津市金田地域交流センター指定候補者選定審査項目一覧」（別紙4）の審査項目を基準に、総合的に行います。審査にあたり選定委員会が必要と認めるときは、応募者に説明を求める場合があります。

ウ 選定委員会の審査結果に基づき、木更津市長が指定候補者を選定します。

(2) 選定結果

ア 指定候補者の選定は、令和3年10月頃の実施する予定です。

イ 選定結果は、応募者全員に文書で通知します。

ウ 指定候補者の選定後、選定した指定候補者名及び審査内容の概要について公表します。

(3) 木更津市議会の議決等

ア 市は、地方自治法の規定に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案を木更津市議会に付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を受けるまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事由が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

イ 次に掲げる場合であっても、指定候補者が本施設の管理運営を実施するために支出した費用、提供したノウハウの対価等については、市は一切補償しませんのであらかじめご了承ください。

- ①上記アの議案を木更津市議会が否決したとき。
- ②上記アの議案について、木更津市議会が会期中に議決に至らなかったとき。
- ③上記アただし書により、木更津市が指定候補者の選定を取り消したとき。

11 市内事業者等の参加機会拡大のための加点について

市内事業者等(※)の支援の観点から選定審査時に当該市内事業者等の総合計点の5%を加点することとします。

(※) 木更津市内に本店又は契約権限を委任した営業所等を有する者

12 公租公課の取扱いについて

指定管理者となるべき者は、指定管理を行う施設を事業所として市に法人市民税の届出を行うこと。また、新たに設置した償却資産にかかる固定資産税などの納税義務者となる可能性があります。

詳しくは、市税については市役所市民税課及び資産税課へ、県税については木更津県税事務所（TEL0438 - 25 - 1110）へお問い合わせください。

13 市内雇用について

公の施設の管理に伴い、新たに発生する雇用については、率先して木更津市民の雇用を図ってください。

14 その他

(1) 上記1から13までに掲げる事項の詳細については、「木更津市金田地域交流センター指定管理者に関する仕様書」のとおり。

(2) 要項の遵守

指定候補者がこの要項に反した場合は、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

(3) 留意事項

選定委員会委員に対して、本件募集についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格(選定後に判明した場合には取り消し)となることがあります。